

■まず最初にご覧ください

1. スポーツ少年団関係標章とは、次のものを言います。



2. 原則として、使用する際には日本スポーツ協会（本会）への申請手続きが必要です。

※但し、下記に該当する場合は申請の必要はございません。

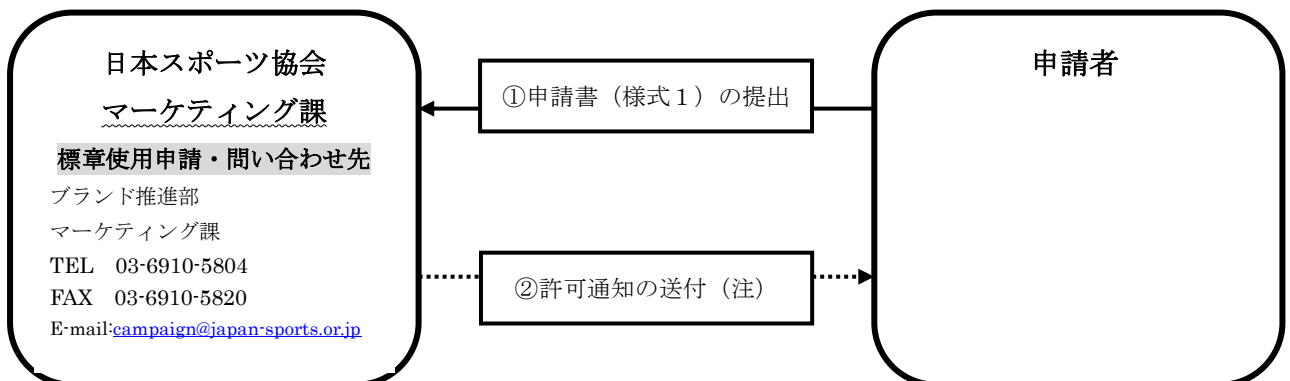
- ①報道機関が報道目的で使用する場合
- ②都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団が非営利目的で使用する場合
- ③日本スポーツ少年団登録を受けた団、団員、指導者が非営利目的で使用する場合

3. 具体的な申請方法は次の通りです。

使用可能対象者	使用目的	費用	申請方法
①～③以外	非営利	無償	【A】～（本ページ下段）
一般企業等	営利	有償	【B】～（次ページへ）

【A】非営利目的使用（無償）

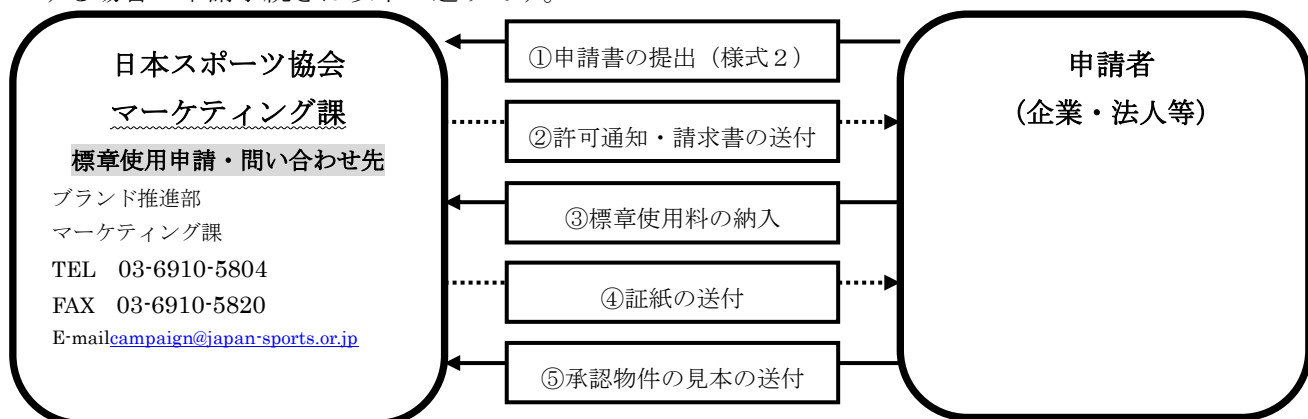
上記①～③以外の者が営利を目的とせず使用する場合は以下の通りです。



(注) ※本会審査の結果、不許可やデザイン等の修正をお願いする場合がございます。
 ※許可通知には承認番号が記載されています。

【B】 営利目的使用（有償）

一般企業等が、標章を使用した商品・広告等を作成するなど、営利を目的として標章を使用する場合の申請手続きは以下の通りです。



① 申請書の提出

※本会へ初めて申請をされる場合は、会社概要など申請者の概要（会社名/所在地/代表者名/電話番号/FAX番号/業務内容/取引会社/資本金/従業員数/Eメールアドレス等）がわかるものを添付してください。

② 許可通知・請求書の送付

本会審査後に承認番号を記載した許可通知を送付いたします。
※審査の結果、デザイン等を修正していただく場合がございます。
※申請をいただいてから10日程要しますのでご注意ください。
※許可条件記載事項の通り使用してください。

③ 標章使用料の納入

上記②の通知と併せ標章使用料の請求書を同封いたしますので、指定の期日までに本会指定銀行口座へ納付してください。

④ 証紙（シール：横1.3cm、縦2cm）の送付

上記③の標章使用料納入確認後、承認した商品に貼付する証紙を承認数量分、申請者宛に送付いたします。承認番号の明示と併せ、**商品の販売に際しては必ず証紙を貼付してください。**また、広告宣伝物、サービス業務等の許可内容の場合は証紙を発行いたしませんので、**必ず承認番号を明示してください。**

※申請者には使用許可を受けた商品への承認番号の明示と証紙の貼付が義務付けられています。

※標章の適正な使用状況を現地にて検収し、虚偽の申請が確認された場合にはそれ以後の申請を許可しないこともありますのでご注意ください。

⑤ 承認物品の見本の提出

申請内容承認後、実際に商品となった物品の写真（出力画像A4）を必ず見本として本会へご提

出ください。物品の全体像、標章、承認番号、証紙の使用状況がわかるようにお願いします。

1. 標章使用上の留意事項

(1) 表現方法の禁止例

以下の文言は本会事業に対する協賛企業を想起させることになり、認めておりません。

【使用不可】

「△△（企業名）はスポーツ少年団を**応援**しています。」

「△△（企業名）はスポーツ少年団を**支援**しています。」

のような表現は使用できません。

※具体的には個別の対応となります。ご自身で判断が難しい場合はご相談ください。

下記のような表現であれば使用可能です。

「みんなで応援しようスポーツ少年団」

「頑張れスポーツ少年団」

「〇〇スポーツ交流大会の成功を祈念しております」

(2) その他留意事項

- 必ず事前の申請をお願いします。大会会場にて、本会の使用許可なく販売している企業等が見受けられます。
- 大会名は正しく表記願います。スポーツ少年団を意味すると思われるまぎらわしい表現は不正使用と見なされる場合があります。
- 標章を不正・不適切に使用すると商標法・不正競争防止法により罰せられます。

2. 標章使用料の算出基準

(1) 算出基準（平成24年度）

分類		標章使用料の額（税別）
A	商品	希望小売価格×製造数量×3%
B	広告	使用する媒体の基準広告料×3% ※但し、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、申請内容を検討の上決定する。
C	景品（ノベルティ）	景品配布者の購入価格×3%
	その他	申請内容を検討の上決定

※算出により1,000円未満となった場合は、原則として使用料を1,000円といたします。

（年間で分割して使用料を納付される場合は、合計金額での換算となります）

※申請の際、分類等不明の場合はお問い合わせください。

※たばこの申請は受け付けられません。また、その他本会が標章使用に適さないと判断した場合は、申請を受け付けられない事もございます。

3. その他

申請手続きの例外について

報道機関等、一部企業は例外的に申請手続きが不要となります。また、大会協賛企業等の申請手続きは本マニュアルとは別に定めます。

※詳しくは「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」をご覧ください。